



平成 25 年 2 月 4 日

各 位

東京都港区海岸 1 丁目 2 番 20 号  
株式会社 システナ  
代表取締役社長 逸 見 愛 親  
(コード番号：2317 東証第一部)  
問い合わせ先 常務取締役 甲斐隆文  
電話番号 03 (6367) 3840 (代)  
U R L <http://www.systema.co.jp>

## 株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 4 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議しましたので、お知らせいたします。

### 1. 株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

平成 24 年 4 月に全国証券取引所の有価証券上場規程等が改正され、単元株式数が 100 株または 1,000 株以外の上場会社は、平成 26 年 4 月 1 日までに単元株式数を 100 株とすることが義務付けられました。これを踏まえて、当社株式の売買単位を 100 株とするため、当社株式 1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。併せて定款の一部を変更いたします。

なお、本株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

### 2. 株式の分割について

#### (1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）を基準日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金曜日）となります。）として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

#### (2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 3 月 31 日最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

平成 25 年 2 月 4 日現在の発行済株式総数で試算しますと以下のとおりとなります。

- ① 株式分割前の発行済株式総数 : 281,800 株
- ② 株式分割により増加する株式数 : 27,898,200 株
- ③ 株式分割後の発行済株式総数 : 28,180,000 株
- ④ 株式分割後の発行可能株式総数 : 92,400,000 株

#### (3) 分割の日程

- ① 基準日設定公告日 : 平成 25 年 3 月 15 日（金曜日）
- ② 基準日 : 平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）

※実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金曜日）

- ③ 効力発生日 : 平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）

### 3. 単元株制度の採用について

#### (1) 新設する単元株式の数

上記株式の分割の効力発生日である平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日：平成25年4月1日（月曜日）

（ご参考）上記の単元株制度採用に伴い、平成25年3月27日（水曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記株式の分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加および単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の日程

効力発生日：平成25年4月1日（月曜日）

(3) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。
- ④ 第6条の変更および第7条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更後
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>924,000株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>92,400,000株</u> とする。
（新設）	<u>（単元株式数）</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第38条（条文省略）	第8条～第39条（現行どおり）
（新設）	<u>附則</u> 第6条の変更および第7条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年4月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。

5. その他

(1) 資本金の額について

今回の株式の分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式の分割は平成25年4月1日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成25年3月31日とする平成25年3月期の期末配当につきましては、株式の分割前の株式数を基準に実施いたします。

以上